

令和3年度「教育委員会 年度始めの式」教育長訓示
—教育委員会事務局職員として—

R3.4.1

本日付け市長部局からの出向辞令と新たに辞令を交付された皆さん、そして、お集まりの職員の皆さん、この新鮮な気持ちを忘れずに、教育委員会事務局のスタッフ、チーム教育部の一員として、どうぞよろしくお願ひいたします。

今日の式に、教育委員の皆さまにもご出席いただいております。ここで、改めて、教育委員会制度について話をさせていただきます。難しいことではありません。教育委員会とは、出向とは、というようなことです。

教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図る等のねらいで、平成27年4月1日より「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。この法のもとに、4名の教育委員と教育長をもって構成されるのが教育委員会です。市長事務部局から教育委員会事務局へ出向辞令を受けている職員の皆さんは、学校教育課、文化課、生涯学習課の3課に配属され、教育委員会が大所高所から審議し決定した方針に基づいて事務執行を行うということになります。

皆さん一人一人が、市及び市教育委員会を支えるかけがえのない大切な存在です。そして、教育は、最終的には子どもから大人まであらゆる年代の人々の“希望”を実現させるという夢とロマンにあふれたやりがいのある仕事です。とは言え、健康で万全の心と体でなければ、ご自身の能力を十分に発揮することはできません。月並みな言葉ではありますが、くれぐれも健康にご留意の上、任された仕事に責任と誇り、喜びをもって取り組んでいただきたいと思ひます。

結びに、教育に携わる職員として、毎朝夕の通勤時にハンドルを握ることをはじめとして、求められるモラルや高い規範意識について、緊張感をもって徹底していただくことを切に願ひし、年度始めの訓示といたします。

(教育長 橋渡勝也)